

第 2 2 期 第 4 2 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 1 2 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階 「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公
	(欠席委員)	
	会 長	堀 内 精 二
	委 員	野 土 一 公
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	〃 総括主幹	白 板 孝 朗
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局長	三 橋 潤一郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

第2号議案：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

第3号議案：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

5 議事の経過

立石会長代理

ただ今から、第22期第42回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げましたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝をいたします。

また、本日は、第22期最後となり委員会ですが、この4年間、委員の皆様には漁業の現場で起こっている様々な課題について、熱心に御議論をいただくとともに、委員会の円滑な運営に御理解と御協力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項2件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える10名の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づき、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出いたしますが、慣例により、私の方から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

立石会長代理

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と田村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第 1 号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長代理。

立石会長代理

はい。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第 1 号資料の 1 ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第 5 8 条において読み替えて準用する同法第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

立石会長代理

県から補足があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長代理。

立石会長代理

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第 1 号につきまして、県の方から補足説明をさせていただきます。

資料の方は、1 枚めくっていただいて、裏の方ですけれども、2 ページ目を御覧いただければと思います。

2 ページ目の漁業種類ですけれども、こちらは、かれい固定式刺し網漁業でござい

ます。

既に本年度の8月から漁業期間は始まっている分の追加分でございます。

漁業を営む者の資格としては、むつ市川内町に住所を有する者で、関係漁協は、川内町漁協で3隻となっております。こちらが2ページでございます。

3ページ目の方に目を移していただきまして、こちらは、3ページ目の方は漁業種類は、うに・ほや潜水器漁業でございます。

漁業を営む者の資格として、西共第27号共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協本所の組合員を想定しているところでございます。

こちらが1人ということになってございます。

議案第1号の補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

立石会長代理

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言をするようお願いをいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

立石会長代理

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

立石会長代理

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明願います。

三橋事務局長

それでは、説明します。

議案第２号資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

漁業法第１４条第９項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第１４条第１０項の規定に準用する第４項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側からの説明がありますので、事務局からは以上です。

立石会長代理

県からの補足等があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長代理。

立石会長代理

はい。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明させていただきます。

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、以降、県方針と呼びますが、この変更について補足説明させていただきます。

資料の２ページと３ページ、併せて御覧いただきたいと思います。

個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針は、県方針の別紙として定めることとなっており、第８に記載のとおり、特定水産資源、いわゆるＴＡＣ魚種については別紙１、特定水産資源以外の資源であって、国の資源評価が一定水準まで進んでいるものは別紙２、資源管理協定の対象となる資源のうち、国の資源評価が進んでいない資源については別紙３に資源管理の方向性を定めることとなっております。

県方針の第８の記載につきましては、令和７年４月より、ぶりが特定水産資源に指定され、ＴＡＣ管理のステップ１を開始することとなったので、別紙１の１１、かたくちいわし太平洋系群の後に別紙１の１２、ぶりを追加するものです。

次に、３ページ目を御覧ください。

別紙１の１２として、ぶりを追加してございます。

なお、記載内容につきましては、国の資源管理基本方針及び水産庁長官通知である、知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いにおけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成してございます。

続きまして、くろまぐろに係る変更内容についてですが、2ページ目を御覧ください。

下段の方に記載しておりますが、国際会議において、我が国においても30キログラム未満の小型魚を保護する取組を実施することとなり、国の資源管理方針が変更になったことに伴いまして、県方針に漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を追加したものでございます。

3ページのくろまぐろの小型魚の方針に追加した内容につきましては、国の資源管理方針に沿った記載となっております。

5ページ目以降には、変更後の県方針を添付してございます。

以上が、県の方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

立石会長代理

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

立石会長代理

それでは、議案第2号については、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

立石会長代理

それでは議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について(諮問)」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり)に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を議題に付します。事務局の説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

立石会長代理

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年2月17日付け6水管第3388号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

立石会長代理

それでは、県からの補足があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

立石会長代理

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明させていただきます。

資料の3ページ目を御覧ください。

こちらは、令和7年2月17日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されたものです。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、都道府県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁

獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなってございますので、貴委員会へ諮問するものでございます。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案でございます。

すけとうだら太平洋系群及びするめいかについての当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、いわゆる県の資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で、管理を行うものになります。

3 ページ目には、国からの通知では、各資源の目安数量も示されているところです。

ただし、この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、大幅に上回る場合は、県から助言・指導等を行うことがあります。

また、ぶりにつきましては、令和7年4月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなりましたが、その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となっております。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別の漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するというものになります。

参考までに4 ページに、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、県からの補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

立石会長代理

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんか。

福田委員

はい。

「すけそう」と「すけとう」は同じですか。

立石会長代理

同じです。

福田委員

「すけそう」って喋っていましたが、本来は「すけとう」なんですね。

立石会長代理

他にありませんか。

それでは、議案第3号については、諮問どおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり）

立石会長代理

それでは、議案第3号「特定水産資源すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における青森県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項1の「資源管理の状況等の報告について」を県から報告願います。

水産振興課 長根総括主幹

それでは、説明いたします。

報告事項1の資料を御覧願います。

漁業権免許に係る資源管理の状況等の報告につきましては、漁業法第90条第2項の規定により、免許を受けた漁業の操業及び資源管理の状況について、海区漁業調整委員会に報告しなければならないとされておりますが、令和5年分について、沿岸地区漁協等の免許受有者からの報告を受け、これを取りまとめましたので、その報告をさせていただきます。

内容につきましては、2ページから6ページまでが共同漁業権、7ページが区画漁業権、8ページが定置漁業権となりますが、共同と区画は漁業ごとの操業日数、漁獲量及び金額、行使者の数、資源管理の状況を。

また、定置につきましては、操業日数、漁獲量及び金額、資源管理の状況を記載しております。

個々の内容につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきますので、後ほど御覧願いたいと思います。

以上となります。

立石会長代理

県からの報告が終わりましたので、委員から御質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり）

立石会長代理

質問もないようですので、続いて、②の第４５回日本海・九州広域漁業調整委員会の概要について、事務局から報告願います。

事務局 田中主幹専門員

それでは、報告事項２の資料をお開きください。

第４５回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要を説明いたします。

先月、２月２５日に東京の浜松町で立石会長代理と私、田中が出席して説明を聞きました。

委員会の概要に入ります。

（１）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

一応、原案どおり委員会指示を発動することに決定しました。主な内容ですが、

１として、クロマグロ遊漁の課題への対応、これは、遊漁専門部会、あと合同会議を３回開催して、現行の措置の見直し及び新規の管理措置、届出制への導入について説明しています。

次、開いて３ページを見ていただきたいのですが。

上の段が専門部会等で意見が一致した内容。６年度の現行に対して、７年度の見直しが、色が付いている、ちょっとピンクというか、赤っぽい色が付いているのが変わることになります。

具体的に言うと、採捕上限の設定が６年度までは複数月での設定でしたが、毎月均等に設定。年間６０トン配分があり、月５トンの配分となります。

次、１人、１日１尾だったんですが、１人、今度からは毎月１尾となります。

届出の期限、報告の期限ですが、陸揚げ後から１日以内（翌日以内）ということになります。

採捕報告の内容ですが、採捕者情報は変わりませんが、次の採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報、重量、尾数にプラスして、尾さ長が確認できる写真とか、計量方法、尾さ長、あと陸揚げ場所が追加になっております。

船舶情報なんですが、遊漁船を利用した場合は、遊漁船名登録都道府県の他に遊漁船登録番号。また、遊漁船以外の利用をした場合は、船舶番号、または船舶検査済票の番号となります。

虚偽の報告の関係ですが、二重認証システム、電話番号の認証とか、あと本人確認書類の提出となります。

有効期間は、今まで１年間だったんですけど、２年間、７年度からは、７年４月１日から令和９年３月３１日となります。

下段の方ですが、新規の管理措置について。これは、届出制にすることを7年度でなくて令和8年4月1日から導入するということです。

また、色付けしたのが変わる部分ですけど、これは、今後、また調整委員会で議論しながら変更する可能性があるということで、ここはちょっと省略いたします。

すみません、1ページに戻って、お願いいたします。

2の日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示第79号の概要、5ページとか。

3、この指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）時期別の採捕数量に関する運用方針。

また、遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領。

また、遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針というのは、それぞれ後ろの方にページ、5ページ、6ページ、7ページ、9ページとありますので、後で見ていただければと思います。

(2)に入ります。九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示についても、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたしました。

(3)有明海ガザミに関する委員会指示についても、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたしました。

(4)広域資源の管理について、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについては、次、2ページ目になりますけど、マアジ、マサバ、マイワシについて、漁獲量の推移などの報告がありました。

(5)国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）は、水産庁漁港漁場整備部 事業課の方の公共事業であって、「マウンド礁」という海底に嵩上げる土手みたいなものを作るのが、7年度から整備するのが1件。

あと、8年度まで延長して整備するのが1件の説明がありました。

(6)その他

①のTACの資源拡大に向けた検討状況については、ブリが、令和7年4月からTACの管理が開始されます。

②の7年度資源管理関係予算については、1)から4)までの説明をいたしました。ここでは省略いたします。

あと、その他としては、日本海・九州西広域漁業調整委員会、次回は、例年どおり11月か12月、開催予定となります。以上です。

立石会長代理

事務局の報告が終わりましたので、各委員から、何か御質問がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり)

立石会長代理

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第22回第42回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時56分